

【総領事館からのお知らせ：安全対策情報等：3月】

平成27年3月12日（総15第06号）
在デンパサール日本国総領事館

1 治安情勢

2月28日午後6時頃、ジャカルタ近郊の西ジャワ州デポック市にあるショッピングモール内で、小規模な爆発事件が発生しました。警察が引き続き捜査中ですが、人的被害はなく、状況は、男性トイレ内に仕掛けられた2つの段ボール箱のうち、1つが爆発を起こした由です。当地では、テロに関連した事案は発生していませんが、引き続き治安関連情報には御注意下さい。

2 一般情勢

(1) フローレス沖におけるM7.1の地震

インドネシア気象庁の発表によれば、2月27日午後9時45分頃、東ヌサ・トゥンガラ州東フローレス県の北方104キロメートル沖合付近で、マグニチュード(M)7.1の地震が発生しました。震源が深かったこともあり、この地震による津波を含む大きな被害は発生しませんでした。

東日本大震災から4年を迎えました。専門家によれば、『M6.5以上の地震』『震源の深さ60キロメートル以内』の場合は、津波が発生する可能性があるとしており、沿岸地域で地震の揺れを感じた場合には、津波の可能性（発生場所と地震の規模など）を確認することが大切です。なお、確認手段としては次のようなものもありますので御参考まで。

①インドネシア気象庁のホームページで確認

地震情報のページのURL

http://www.bmkg.go.id/BMKG_Pusat/Gempabumi_-_Tsunami/Gempabumi/Gempabumi_Terkini_bmkg

②インドネシア気象庁へSMS（ショート・メッセージ・サービス）で確認

インドネシアの携帯電話キャリアで、宛先番号を「2303」とし、本文に「ga」と入力してSMSを送信すると、国内で発生した直近のM5以上の地震情報のSMSが届く。

(2) ニュピ祭

総領事館からのお知らせ（3月3日付・総15第05号）のとおり、来る3月21日はバリ島においては、ニュピ祭日（ヒンドゥー教サカ歴新年）に当たります。同日は、バリ島では、午前6時（実際には午前0時頃）から翌22日午前6時までの24時間、外出、移動、車両の使用、火と電灯の使用及び娯楽など静粛を妨げる行為が禁止され、外国人も様々な制約を受けることから、十分に御注意下さい。

(3) 狂犬病

3月2日、バリ島バンリ県の男性が狂犬病で死亡しました。同人は2ヶ月前に犬に咬まれたものの、ワクチン接種等を行っていなかった由です。犬や猿等の狂犬病ウイルスの媒体となる動物に咬まれた場合には、必ず、狂犬病ワクチン接種等の治療を受けて下さい。

3 邦人事件・事故関係

(1) ひったくり被害

2月24日午後11時頃、ヌサ・ドゥア地区のホテル前において、邦人旅行者がホテルへ戻ったところで、オートバイに乗った犯人に鞆（現金、携帯電話等在中）をひたたくられる被害に遭いました。また、2月27日深夜、クタ地区でも邦人旅行者が同様のひったくり被害に遭いました。

当地では、日常的にひったくり被害が発生しています。最近では、夜間にレギャン通を歩いているところ、若い男に声を掛けられている際に、集団で囲まれて所持品を奪われる（路上強

盗、ひったくり、スリ)被害も多発していますので、引き続き御注意下さい。

(2) 振り込め詐欺の電話

2月下旬、当地在留邦人が携帯電話に出ると、先方からは、男性の声で泣きじゃくって謝り、その後、警察官を名乗る人物へと代わり、「あなたの子供が交通事故に遭い、今すぐ病院で手術を受ける必要があるのでデポジットを送金下さい」と指示する内容でした。本件電話は、電話口の背後でサイレンの音をさせて相手に臨場感を与えるなど、振り込め詐欺の手口は益々巧妙化しています。また、子供が麻薬犯罪で逮捕されたとして振り込みを要求する手口の電話に関する情報も寄せられています。

電話、メール、SMS等々、何らかの名目で相手からお金を振り込むよう指示があった場合には、こうした詐欺の可能性を考え、今一度冷静に対応するよう心掛け下さい。

(3) 入国に際しての現金持込に関する注意

当地入国に際し、1人当たり1億ルピア相当以上の現金を持ち込む場合には、税関への申告が必要となります。また、税関規定上、虚偽申告(申告しないことを含む)の場合には、持込金額の10パーセントの罰金が科せられます。

2月下旬、同行者の現金(日本円)をまとめて預かっていたことで、申告を要する額以上を所持していた邦人旅行者が、空港税関より虚偽申告(申告無し)を指摘され、同旅行者がその旨を釈明するも、認められず、罰金を支払ったケースが2件(4人グループとカップル)報告されています。ついては、1億ルピア相当以上の現金を持ち込む場合には、必ず申告を行って下さい。

4 その他

(1) 空港使用料の支払について

バリ島・ングラ・ライ国際空港、ロンボク島・プラヤ国際空港の空港使用料は、これまで利用者が空港内カウンターにおいて現金(ルピア)で支払う必要がありましたが、国際線・国内線共に3月1日以降の搭乗分より、航空券発券時に航空会社が徴収する(つまり、航空券購入時の支払い金額に含まれる)方法へ変更されました。

(2) 海外安全ホームページ：インドネシアの渡航情報(危険情報)について

3月6日、インドネシアの渡航情報(危険情報)が改訂され、中部スラウェシ州ポソ県の危険情報が引き上げられました。なお、現状は次のとおりです。詳細は海外安全ホームページを御確認下さい。

- パプア州ポンチャック・ジャヤ県及びミミカ県
：「渡航の是非を検討してください」(継続)
- 中部スラウェシ州ポソ県
：「渡航の是非を検討してください」(引き上げ)
- 上記を除くすべての地域(首都ジャカルタ及びバリ島を含む)
：「十分注意してください。」(継続)

(3) 総領事館からの御連絡

① 在留届

当地に3ヶ月以上滞在する方は、当館へ在留届を提出してください。在留届の提出は、旅券法で義務付けられており、当館は、緊急時には、当該情報を元に情報発信や安否確認等を行うこととなります。ご存じない方もいますので、ご知人等への周知にも御協力をお願いします。

② 安全の手引き

当館ホームページに掲載の「安全の手引き」を改訂しました。緊急事態への備えと対処要領についても説明していますので、今一度御確認下さい。なお、pdf形式で掲載してありますので、ダウンロードや印刷も容易に可能です。

以上